

プラスチック製容器包装

プラスチック製品や化学原料などにリサイクルされます。
プラスチック製容器包装とは、商品を包んでいた袋や容器で、
♻️マークがついています。



出し方

- 富士市指定 **「資源物専用袋」** に入れて、週1回の回収日、朝8:30までに資源物集積所に出してください。
- ♻️マークがついているもの** が目印です。商品が入っていた容器や袋であって、プラスチック製のものが対象です。
- 発泡スチロールなどの袋に入らない大きさの物はそのまま出せます。

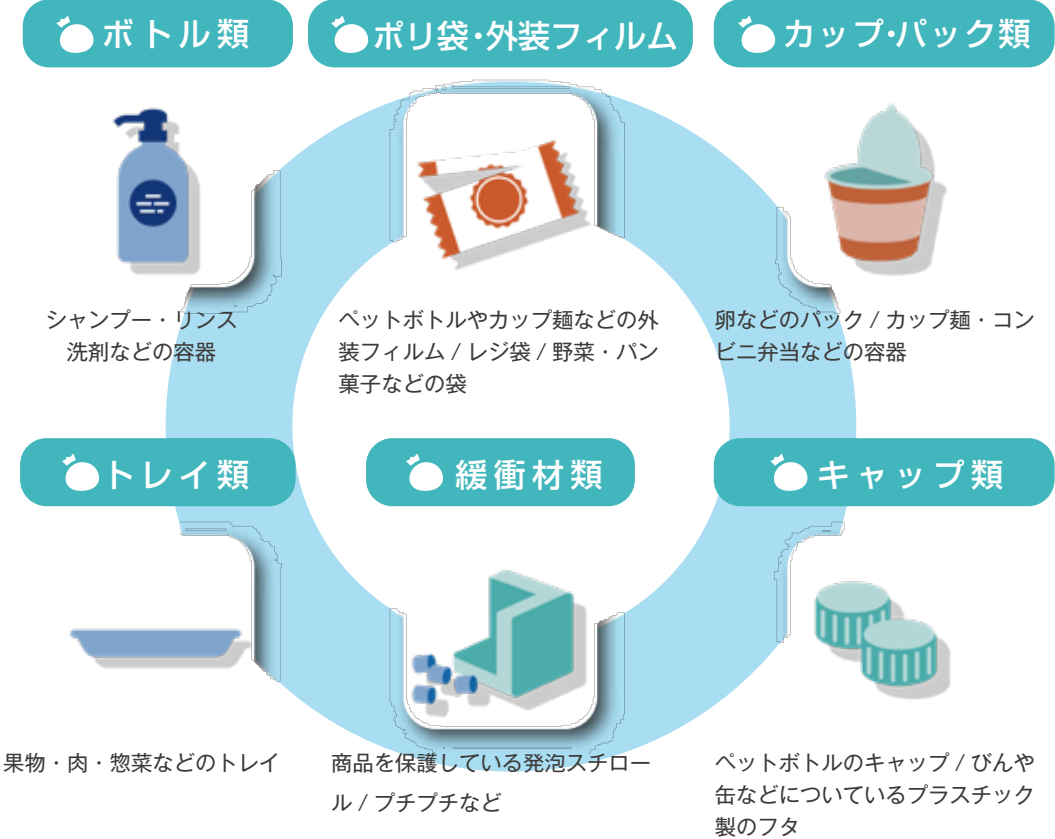


出す前

家庭で事前にすること

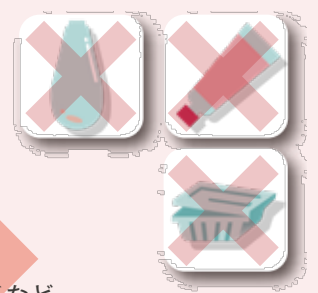
中身を空にして、必要であれば汚れをふき取るか、洗い流してください。汚れの目安として、指定袋に入れたときに、他のものに移らない程度であれば問題ありません。汚れを落としにくいものは燃えるごみに出してください。

出せる



出せない

● 汚れを落としにくいもの



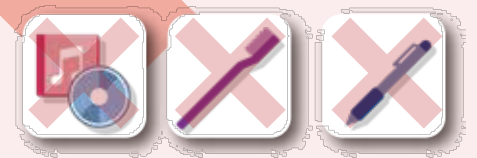
汚れを落とすために大量の水が必要なので燃えるごみに出してください。*汚れを落とせば対象になります。
マヨネーズや歯磨き粉のチューブ / ソースや食用油などのボトル
納豆のパック / 惣菜を包んでいたラップ / 洗剤等の詰め替え用パウチなど

● 容器包装ではないプラスチック製品 ♻️がないもの



容器包装リサイクル法の対象外なので燃えるごみに出してください。
1辺が50cmを超えるものは埋立等(粗大)に出してください。
(一段の衣装ケースは大きくても燃えるごみ)

CD、DVD(ケースを含む) / ビデオテープ / おもちゃ / 衣装ケース / 歯ブラシ / ストロウ / スプーン / ハンガー / 文房具類(ペン類、定規など) / プラモデルの部品取付枠 / タッパー / バケツ / 洗面器 / PPバンド / 植木鉢 / ビニールひも / ポリタンク / スポンジ / まな板 / レジャーシートなど



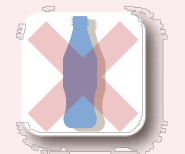
● ペットボトルの本体



ペットボトル (P29)



PET ボトルマークがついているものは、ペットボトルの日につぶして出してください。ただし、ラベルとキャップはプラスチック製容器包装に出してください。



注意事項

- 対象物にシールがついてはがすことが難しい場合は、シールがついたままプラスチック製容器包装に出してください。
- ⚠️ リサイクルに支障が出るため、二重袋で出さないでください。**

ごみの豆知識 プラスチック製容器包装のリサイクルについて

プラスチック製容器包装は、容器包装リサイクル法により、消費者は分別して排出し、市町村が分別収集し、事業者は再商品化(リサイクル)することが義務づけられています。富士市で回収されたプラスチック製容器包装は、国内のリサイクル工場でプラスチック製品の原料としてリサイクルされています。



プラマークのある製品は、特定事業者がリサイクル料金を負担しているので、リサイクルすることができます。



プラスチック製品の原料